

鳥羽市予算決算常任委員会会議録

第 5 日 目

令和 6 年 9 月 1 7 日

○出席委員

委員長	南川則之	副委員長	山本欽久
委員	世古雅人	委員	瀬崎伸一
委員	濱口正久	委員	山本哲也
委員	戸上健	委員	木下順一
委員	坂倉広子	委員	尾崎幹
委員	世古安秀		

議長 河村孝

○欠席委員（なし）

○出席説明者

歳入

- ・立花副市長
- ・中村企画財政課長、辻川補佐、中村係長

歳出

- ・立花副市長 ・小竹教育長
- ・中村企画財政課長、辻川補佐、村田補佐、中村係長
- ・勢力総務課長、山本補佐、山下補佐、押川係長、三浦係長
- ・榎健康福祉課長、北村副参事、田畑副参事、宮本補佐、中村補佐、田畑補佐、大矢室長、杉本副室長、小阪係長、中村係長
- ・高浪観光商工課長、村山補佐、寺田係長
- ・高村建設課長、木田補佐、濱崎室長、勢力室長、中西係長
- ・岡本教委総務課長
- ・小林学校教育課長、中村補佐、家田係長

特別会計及び企業会計

- ・立花副市長

（介護保険）

- ・榎健康福祉課長、田畑補佐、小阪係長、

（上水）

- ・寺本水道課長、河原補佐、杉田補佐、家田係長、吉崎係長

○職務のために出席した事務局職員

事務局 長 岩 井 太

次 長 兼 平 山 智 博
議事総務係長

(午前10時00分 再開)

○南川則之委員長 皆さん、おはようございます。

予算決算常任委員会を再開します。

本日審査をします議案は、議案第10号、令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）、議案第11号、令和6年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第12号、令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）の3件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

歳入における国や県の支出金については、各事業、取組による支出が伴いますので、歳出の部で質疑を行ってください。

質疑については関連質問で進めていただき、質問内容が前後することがないように、進行についてご協力ください。

それでは、審査に入ります。

議案第10号、令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）の概要と歳入について、執行部の説明を求めます。

副市長。

○立花副市長 おはようございます。副市長の立花でございます。よろしくお願いいたします。

予算決算常任委員会の審査に当たりまして、私から補正予算の概要についてご説明申し上げます。

議案第10号、令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出ともそれぞれ3億6,800万円を追加し、補正後の総額を133億3,350万円とするものです。

歳入予算につきましては、地方交付税は1,975万9,000円の増額、国庫支出金は1億1,802万3,000円の増額、県支出金は772万1,000円の増額、繰入金は625万円の増額、繰越金は2億1,158万円の増額、諸収入は66万7,000円の増額、市債は400万円の増額としてそれぞれ計上しております。

歳出予算につきましては、総務費は2億1,297万円の増額、民生費は1億3,883万7,000円の増額、衛生費は194万6,000円の増額、観光商工費は36万円の増額、土木費は404万4,000円の増額、教育費は984万3,000円の増額としてそれぞれ計上しております。

次に、債務負担行為につきましては、自治体情報システム標準化対応業務ほか1件の期間と限度額を定め、追加しております。

次に、地方債補正につきましては、学校給食施設整備費用に対し、その限度額を変更するものです。

次に、議案第11号、令和6年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出ともそれぞれ80万円を追加し、補正後の総額を28億80万円とするものです。

以上、詳細につきましては、各所管課長から説明させますので、ご審査賜りますようお願いいたします。

○南川則之委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 おはようございます。企画財政課長、中村です。よろしくお願いします。

それでは、令和6年度一般会計補正予算（第3号）の歳入についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお願いします。

10款地方交付税、1項地方交付税、目1地方交付税ですが、本補正で必要となる一般財源の財源調整として、普通交付税1,975万9,000円を増額するものです。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、目2民生費国庫負担金ですが、こども未来戦略に基づき、令和6年10月から児童手当、11月から児童扶養手当の抜本的拡充が実施されることに伴い、児童扶養手当負担金124万5,000円、児童手当支給費負担金5,481万3,000円を増額します。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、目1総務費国庫補助金ですが、こども未来戦略に基づき、令和6年10月から児童手当の抜本的拡充が実施されることに伴い、人事給与管理システム改修に必要な子ども・子育て支援事業費補助金69万3,000円を増額します。

次に、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金ですが、生活困窮者支援等を実施する団体に対し活動経費を助成するため、説明欄7、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金468万7,000円を増額します。

また、定額減税調整給付金の給付に当たり、不足する費用を補正するため、説明欄8、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（予備費分）5,414万円を増額します。

節2児童福祉費補助金では、放課後児童クラブにおけるICT化を推進するため、説明欄1、子ども・子育て支援交付金32万8,000円を増額します。

また、こども未来戦略に基づき、令和6年10月から児童手当の抜本的拡充が実施されることに伴い、制度改革に必要な経費等を補正するため、説明欄5、子ども・子育て支援事業費補助金136万7,000円を増額します。

節3生活保護費補助金では、生活保護法の一部改正に伴いシステム改修を行うため、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金75万円を増額します。

12ページ、13ページをお願いします。

15款県支出金、1項県負担金、目2民生費県負担金ですが、こども未来戦略に基づき、令和6年10月から児童手当の抜本的拡充が実施されることに伴い、児童手当支給費負担金739万3,000円を増額します。

次に、15款県支出金、2項県補助金、目2民生費県補助金では、放課後児童クラブにおけるICT化を推進するため、地域子ども・子育て支援事業費補助金32万8,000円を増額します。

18款繰入金、2項基金繰入金、目3ふるさと創生基金繰入金ですが、健康福祉課において、企業版ふるさと納税としてオンライン診療に必要な機器等に係る寄附の申出があったことから64万4,000円、観光商工課において、インターンシップ支援事業補助金について費用が不足することから36万円、学校教育課において、給食食材の高騰が続いていることから、保護者の経済的負担を軽減するため524万6,000円をそれぞれ増額します。

次に、19款繰越金、1項繰越金、目1繰越金ですが、令和5年度決算剰余金として2億1,158万円を増額するものです。

20款諸収入、4項雑入、目1雑入では、医療Ma a S車内でマイナ保険証の資格確認ができるモバイル端

末を導入するため、保険医療機関向け医療提供体制設備整備交付金6万6千700円を増額します。

最後に、21款市債、1項市債、目7教育債では、中央共同調理場の調理機器を更新する費用として、学校給食施設整備事業債400万円を増額します。

以上で歳入の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○南川則之委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

歳入についてご質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 よろしいですか。

ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩いたします。入替え次第やらせてまいります。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時11分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど私のほうから審査をする議案について説明をさせていただきました。議案第11号、令和6年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算について、第2号と言わせてもらいましたが、第1号ということでよろしくお願いします。

それでは、歳出の審査に入ります。

初めに、総務費のうち建設課所管分以外について、債務負担行為も含め担当課の説明を求めます。

総務課長。

○勢力総務課長 おはようございます。総務課、勢力です。よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算の概要4ページをお願いします。補正予算書のほうは14ページ、15ページからになります。

まず、中事業名、給与等管理業務でございます。予算要求額6万9千300円を計上しております。令和6年10月から児童手当制度が拡充されることに伴い、人事給与システムの改修が必要となることから、その必要経費を追加するものです。財源ですが、子ども・子育て支援事業費国庫補助金を充当しております。

○南川則之委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 企画財政課、中村です。よろしくお願いします。

同じく4ページの下段をお願いします。

積立金でございます。地方財政法第7条の規定に基づく前年度決算剰余金の処分について、実質収支から都市計画事業基金等積立額を控除した後の剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるため、2億1,150万円を補正するものです。

続けてをお願いします。

5ページの下段をお願いします。

鳥羽への移住・定住応援事業でございます。近年、移住相談において、海外在住日本人の相談件数が増えて

おり、帰国に合わせて移住に結びつくケースが生まれてきています。また、海外からの移住者は、語学力にたけているなど、本市のインバウンド需要への対応において重要な人材となることから、新たな移住市場を開拓することを目的に、海外在住日本人に向けてプロモーションや相談会を行うための費用69万7,000円を補正しております。

詳細につきましては、担当課長補佐から説明させます。

○南川則之委員長 村田課長補佐。

○村田課長補佐 企画財政課、村田です。よろしくお願いいたします。

では、事前に配付させていただきました説明資料に沿ってご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。資料は1ページのみとなっております。

タイトルとしまして、海外在住者向け移住プロモーション事業でございます。海外在住の日本人の方を対象として、海外から鳥羽市への移住を促進する事業となります。今回、対象とする国はタイでございます。

まず、説明に入る前ですけれども、今回の補正要求に至った経緯というところだけ少し触れさせていただきます。

近年、三重県が主催する移住セミナーに、タイをはじめ海外からも、結構そういう移住相談のほうがあるということ、あと、また、タイの日本人会から、その日本人会の会員のほうから帰国移住を検討する方が会員の中にいるというところで、鳥羽市のほうに令和4年度から移住コーディネーターとして着任しております移住コーディネーターのブルックサラナン真千代さんのほうがそういった相談を受けていると、そういった県のセミナーへの参加、具体的にタイからの問合せありまして、今回、企画、立案した事業となります。

それでは、資料の背景・目的というところからご説明させていただきます。

これまで鳥羽市のほうは、都市部を中心に移住希望者を受け入れまして、移住・定住窓口を利用しまして144世帯、282人が移住されております。そんな中、本市の海外からの移住相談も増えておりまして、実際に移住相談される方も、令和4年度以降くらいから本格的に移住のほうが始まってきております。

海外から移住された方は、語学力にたけておりますことから、鳥羽市にとってインバウンドの情報発信であったりとか、受入れ体制の強化について、すごく重要な人材となっております。私も令和5年度まで観光のほうにありまして、外国の大型客船が寄港した際に、そういった際の受入れ対応で活躍いただいたりとか、国際交流の場で通訳として活躍いただいたりとか、様々なシーンで鳥羽市内で活躍されております。

そして、鳥羽市の移住コーディネーターがタイでの生活が長かったことから、今回、タイ日本人会から、ブルックサラナン真千代氏がタイ日本人会の駐在員と交流があることや、先ほど申し上げました三重県のオンラインセミナーから、タイから移住の相談のアクセスもあることから、海外から移住への関心が高まりつつあります。

以上のことから、海外在住の日本人をターゲットに、タイ現地での移住プロモーションや個別相談を行うことで、認知度向上と移住相談を図ります。また、海外からの帰国イコール鳥羽という新しいイメージや、可能性を広げたいと考えております。

続いて、こちらの説明資料の真ん中の中段、内容のほうをご説明したいと思います。

今回、タイの首都バンコクにおきまして、鳥羽市単独で、内容①②③とございますが、移住セミナー、2と

しまして個別相談、三つ目、旅行会社へのプレゼンやプロモーション等を実施します。

ターゲットとしましては、タイの退職は55歳以上であることから55歳以上、あと、日本企業のタイ駐在員、それと、二世世代の2拠点移住者を想定としております。そういった方々に対して、直接現地に向かいまして、移住に対する不安や心配事の相談会を実施したり、また、具体的な帰国の際の手続、手順などを直接お伝えする予定をしております。

最後に、行程のところ、一番下の下段のところをご覧ください。

行程につきましては、5日間を予定しております。

初日と最終日は移動日となりますので、真ん中の2日目、3日目、4日目の3日間でタイ現地で活動を考えております。

2日目は、旅行会社等へのタイ在住日本人向けのツアーに関するプレゼンであつたりとか、あと、日本人が集う場所へチラシの設置等を予定しております。

そして、3日目がメインとなります。タイ日本人会での移住セミナーです。現在の想定では、タイ日本人会のネットワークで、移住を希望、検討される方を募集しまして、日本人会の地域交流の場として使用されている会議室、そういった場所でセミナーを予定しております。

そして、翌日の4日目に関しては、このセミナーでより深く移住について知りたい、考えたいという方を対象とした個別相談会を予定しております。

以上、今回、海外のプロモーションということで新しい試みではありますが、効果は非常に高いと考えています。また、観光地鳥羽にとっても重要な人材の確保につながると考えております。

説明は以上です。

○南川則之委員長 総務課長。

○勢力総務課長 予算の概要のほうは、15ページ上段をお願いします。予算書のほうは4ページ及び24ページ、25ページになります。

中事業名ですが、庁内情報化推進事業で、自治体情報システム標準化対応業務の債務負担行為を設定するものです。予算額は2億3,807万6,000円を計上しています。

内容といたしましては、地方公共団体における事務処理内容の共通性や行政運営の効率化の観点から、既存の基幹業務システムを標準化基準に適合したシステムに更改するとともに、ガバメントクラウドに接続し、標準準拠システムを利用する環境を構築する費用を設定しております。

期間は、令和6年度から令和7年度までの2か年で、限度額は、予算額と同額の2億3,807万6,000円として追加するものです。令和6年度では、契約事務を行うとともに、そのほかシステム移行等の業務を行いますが、支払い等は発生しないものです。令和7年度でシステム関連構築経費としまして、文字の標準化、データ移行等に要する経費やガバメントクラウド等の稼働環境設定などの環境構築に要する経費のほか、機器費用などのハードウェア更改費用を計上しております。

なお、財源といたしましては、システム標準化対策業務の補助対象経費を国庫補助金を活用しますが、地方公共団体情報システム機構を通じて交付されますので、その他財源といたしまして1億4,021万1,000円を充当しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

企画財政課長、今日は副参事は。

企画財政課長。

○中村企画財政課長 申し訳ありません。ちょっと公務で出張になってしまいまして、今日は欠席ということで。

○南川則之委員長 分かりました。

それでは、総務費についてご質疑はございませんか。概要の4ページから5ページ、それと15ページの債務負担行為も含めてです。どうでしょうか。

尾崎委員。ページ数言ってください。

○尾崎 幹委員 5ページ、移住・定住応援事業でタイへ行かれるわけですね、今回。これはどんどんやっていってもらえば、バブルの走りかけは、鳥羽はタイ人ばかりやったという時代が、本当、入れ替わり立ち替わり、何千人来とったかというぐらいのタイ人まちになっとったんは事実ですから。

ただ、ターゲット、55歳以上、日本企業。これは日本企業に勤めておったら、社会保障制度で退職した後も日本へ帰ったとして保障は受けられますけれども、この二世ですね。二世の方が社会保障制度で。この二世の方がタイにおられて、日本の社会保障制度に加入していなかったとして、こちらへ帰ってきたと。お父さんはタイで日本企業で働いておったと。それで子供が生まれて、向こうで違う仕事しておった。日本企業に勤めておったら日本の社会保障制度で、税金、一部で引かれておると思うんですけども、そうじゃない方がもし来られて、退職、55歳以上になられて、その中でその社会保障制度の日本の枠の中で、やっぱり払っていなかったら対応できませんよね。そういう流れの中までは検討されていますか。というのは、もしくは社会保障制度にのらなかった場合は、生活保護に変わってくるんじゃないかなという考え方をちょっと持ったもので、お願いします。

○南川則之委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 この対象の方々ですけども、タイ国の日本人会ということで日本の方です。今、コーディネーターで来ていただいているブルックサラナン真千代さん、この方も出身は三重県の出身の方で、日本でお生まれになって、日本からタイで仕事をされて、今住んでいる方の中で、将来は日本に帰ってきたいという方々が対象になっておりますので、あくまでも日本人という枠でございます。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 それは分かるとるんですよ。この二世の二極化という部分で、もしこちらへ住まわれたときにその二世の方が、日本企業で働いたら別に日本の社会保障制度にのっとっていいと思うんですけども、お父さんは日本企業、そやけど息子さんはタイの企業におった場合、日本に帰化された場合、帰化、もしくは帰ってきた場合、その日本の社会保障制度にのっとって保障されるのかという部分を、しっかりとやっぱり説明してこないかんのではないかなと思って。お父さんは日本企業やで日本の社会保障制度に対してお金を払うとると思います、外国におろうが。ただ、そこの息子さんやそういう方々が日本に来た場合、払っていなかった場合、日本に来てから払いますというふうになった場合、足りない場合は、裕福な方、富裕層なら別です。ただ、そうじゃない方も全部含まれとると思いますので、そういう場合のやっぱり危惧せないかん部分がある

んじゃないかと思って質問させてもらっていますので。

○南川則之委員長 村田課長補佐。

○村田課長補佐 ありがとうございます。

移住に関しては、本当に10人いたら10人、それぞれ課題があったりとか、いろいろ希望もあったりするかと思いますので、その辺の課題であったりとか心配事を、そのコーディネーターが、実際、現地のほうに行きますので、尾崎委員おっしゃるような、こういった場合はこういう場合が想定されますよといった、そういう問題事、手続等は、現地で質問に答えながら、また、今回のプロモーションをきっかけにそれをつないでいくように、問題解決につなげていくように、引き続き取り組んでいきたいと思います。

○南川則之委員長 よろしいですか。

○尾崎 幹委員 はい。

○南川則之委員長 鳥羽への移住・定住応援事業で関連はございますか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 先ほどの説明の中にこの移住・定住応援事業の、タイ、バンコクでやるやつは、鳥羽市単独でやられるというような感じの説明でしたけれども、それでよかったですかね。

○南川則之委員長 村田課長補佐。

○村田課長補佐 おっしゃるとおりで、今回、鳥羽市単独のプロモーションとなります。

以上です。

○南川則之委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 ということは、ある程度、カフェなのかな、ある程度の会場の一画に場所を陣取ってというような感じのやり方になるのかな。それとも、もうこういう会場ですというスタイルでやられるのか、ちょっと詳しく教えていただけないですか。

○南川則之委員長 村田課長補佐。

○村田課長補佐 ありがとうございます。

まず、先ほどの説明資料の行程のほうご覧いただきますと、3日目のタイ日本人会移住セミナーとございます。こちらのほうはタイ日本人会の所管する、貸出ししている施設の、ある意味こういった会議室の中で、ある程度複数人数を集めた、二、三十人規模のセミナーを予定しております。

そして、翌日の個別の相談会とありますが、そこはちょっとカジュアルな雰囲気です。相談しやすいようなところで、日本人の方が経営するカフェで、ある意味、そのカフェの一画で相談会を実施するような予定で今のところ考えております。

以上です。

○南川則之委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 いいかなと思うんです。今回、委託料60万円、5日間、バンコク行ってくる。3人ぐらいで行くのかな。もっと人数は行くんですか。

○南川則之委員長 村田課長補佐。

○村田課長補佐 鳥羽市から行きますのは、2人を予定しております。移住コーディネーターと、あと企画財政

課の職員1人となります。

以上です。

○南川則之委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 できるだけぎわっておったほうがいいかなと思うんですけども、2人やとちょっと寂しいかなという気もしますけれども、その辺は上手に運用できるように頑張ってください。

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかに関連はございますか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 よろしいですか。

なければほかでも結構です。4ページ、5ページから15ページです。

戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 4ページ下段、積立金についてお尋ねします。

新たに財調へ2億1,000万円積み立て、財調の合計残高は14億6,000万円になります。財調の積立て目標は標準財政規模の15%でした。この積立額は標準財政規模の何%になりますか。

○南川則之委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 令和6年度、取崩しが1億1,100万円、それから積立てが、今回2億1,150万円ということで、差引きしますと21.9%になります。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 7%も上回っております。6.9%ですね。額にして4億5,000万円上回っております。一般質問でも強調しましたがけれども、貯めこまずに標準財政規模の15%の財調をベースにしながらも、それを上回る額は積極的に財政出動すべきではないかと申し上げてきましたけれども、財政当局の見解はいかがでしょうか。

○南川則之委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 先日の決算委員会のほうでも戸上委員からご質問がございました将来負担比率の件ですけれども、今回、皆減ということで、今まで17年間なかった数字が出たというのが、この2億1,150万円というのものせた数字で結果が出てきました。そういうことがずっと継続するかというと、なかなか厳しいという答えもさせていただきました。

今、令和7年度の財政フレームを、担当のほうで一生懸命つくっておる最中ですがけれども、今、21.9%という数字を説明させていただきましたけれども、こういった数字が、これがピークではないかな。来年度、7年度につきましては、財調からの財政出動というのを、3億円、4億円という数字を出す必要が出てくるんじゃないかなというふうに今は思っております。

以上でございます。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 了解です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

関連はございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 よろしいですか、4ページ、5ページ、15ページ。

ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩いたします。5分間休憩します。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、民生費及び衛生費について、担当課の説明を求めます。

健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 皆さん、おはようございます。健康福祉課の榎でございます。よろしくお願いします。

補正予算等の概要の6ページの上段をご覧ください。

中事業名、社会福祉一般職員給与費につきまして、予算額25万円を計上しております。定額減税調整給付金事業等の実施に当たり、不足が見込まれる時間外勤務手当を補正するものです。財源としましては、全額物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(予備費分)を充当の予定でございます。

続きまして、下段のほうをご覧ください。

中事業名、生活困窮者自立支援事業で、予算額625万円を計上しております。物価高騰の影響により生活困窮に関する支援ニーズが依然として続いていることから、地域で生活困窮者支援等を実施する団体に対し、その活動経費の一部を助成するための費用を補正するものでございます。支援団体への助成額は、1団体当たり上限25万円、支援団体の見込み数は25団体程度を想定しております。主な経費は補助金で625万円、主な財源は、国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金468万7,000円でございます。

続きまして、7ページ上段をご覧ください。

中事業名、介護予防施設管理運営事業で、予算額49万9,000円を計上しております。神島にある介護予防施設しおさいのエアコンが故障したことから、緊急的に取替えを行うに当たり、既決予算にて対応したことから不足する燃料費を補正するものです。

エアコンは7月5日に故障し、当面、部屋の温度を下げるため、スポットクーラーを設置するなどして現場対応しつつ、復旧に向けて準備を進めました。しおさいのエアコンは8月17日の土曜日に新しく設置し、運転を開始しております。

続きまして、7ページの下段をご覧ください。

中事業名、定額減税調整給付金給付事業で、予算額5,389万円を追加で計上しております。定額減税調整給付金の給付に当たり、当初想定していた対象者数及び給付額が見込みを上回ったことから、不足する費用を補正するものです。主な経費の交付金5,389万円の全額が、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(予備費分)で充当の予定でございます。

説明を交代します。

○南川則之委員長 子育て支援担当副参事。

○北村副参事 子育て支援担当副参事の北村です。よろしくお願いします。

続きまして、補正予算等の概要の８ページ上段をお願いします。

児童福祉一般職員給与費として５１万円を計上しております。こども未来戦略に基づき、令和６年１０月から児童手当の抜本的拡充が実施されることに伴い、制度改正の対応により不足が見込まれる時間外勤務手当を補正します。

続きまして、同ページ下段、児童福祉総務一般管理経費として８５万７,０００円を計上しております。こども未来戦略に基づき、令和６年１０月から児童手当の抜本的拡充が実施されることに伴い、制度改正の対応に必要な経費を補正します。主な経費は、消耗品費５１万９,０００円となります。

続きまして、９ページの上段、放課後児童健全育成事業として９８万４,０００円を計上しております。放課後児童クラブにおける業務のＩＣＴ化を推進するため、オンラインの利用環境整備に必要な費用を補正します。主な経費は、備品購入費９８万４,０００円となります。

続きまして、同ページ下段、児童扶養手当事業として３７３万５,０００円を計上しております。こども未来戦略に基づき、令和６年１１月から児童扶養手当の抜本的拡充が実施されることに伴い、所得限度額及び第３子以降の児童に係る加算額が引き上げられるため、児童扶養手当を補正します。主な経費は、扶助費３７３万５,０００円となります。

続きまして、１０ページ上段、児童手当事業として６,９６０万円を計上しております。こども未来戦略に基づき、令和６年１０月から児童手当の抜本的拡充が実施されることに伴い、高校生年代まで支給期間が延長されるほか、第３子以降の児童に係る加算額が引き上げられるため、児童手当を補正します。主な経費は、扶助費６,９６０万円となります。

ここで、事前に資料を提出しておりますので、そちらをご説明いたします。

○南川則之委員長 どうぞ。

○北村副参事 児童手当制度の概要という１枚ものの資料をご覧ください。

今回の事業の目的等ですけれども、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としております。

こども未来戦略（令和５年１２月２２日閣議決定）に基づき、児童手当の抜本的拡充を令和６年１０月から実施することとし、これらの抜本的拡充のため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により児童手当法を改正した。

その内容といたしましては、一つ目が所得制限の撤廃、二つ目が高校生年代までの支給期間の延長、三つ目が、多子加算について第３子以降を３万円とする。四つ目が、支払い月を年３回から隔月（偶数月）の年６回とし、拡充後の初回支給を令和６年１２月とするというものであります。

次に、２番の事業の概要・スキームについてです。

左の列が拡充前（令和６年９月分まで）、右の列が拡充後（令和６年１０月分以降）になります。

まず、支給対象につきましては、先ほどのご説明のとおり、拡充前は、中学校修了までの国内に住所を有する児童（１５歳到達後の最初の年度末まで）となっていたところが、拡充後は、高校生年代までの国内に住所を有する児童（１８歳到達後の最初の年度末まで）に変わります。

次に、所得制限ですが、拡充前は、所得限度額が960万円未満、年収ベース、夫婦と子供2人とした場合ですが、年収1,200万円以上の者は支給対象外となっておりましたが、今回、拡充後は、所得制限が撤廃されて、なしとなります。

次に、手当の月額です。

拡充前は、3歳未満が一律1万5,000円、3歳から小学校修了までが、第1子、第2子が1万円、第3子以降が1万5,000円、中学生は一律1万円、所得制限以上は一律5,000円、当分の間の特例給付がありますが、拡充後は、3歳未満（出生日の属する月の翌月から3歳の誕生日の属する月まで）第1子、第2子が1万5,000円、第3子以降が3万円、3歳から高校生年代が（3歳の誕生日の属する月の翌月から18歳到達後の最初の年度末まで）、第1子、第2子が1万円、第3子以降は3万円に拡充されます。

受給資格者と事業主体に変更はございません。

支払い期の月ですけれども、拡充前は3回ということで（2月、6月、10月）、各前月までの4か月分を支払いをしておりましたが、拡充後は、6回（偶数月）ということで、各前月までの2か月分を支払うということになります。

費用負担につきましては、ご覧のとおりに変更されます。

資料の説明は以上になります。

戻っていただきまして、続きまして、同ページの下段、保育所運営事業として52万8,000円を計上しております。発達障がい支援システムアドバイザーを養成するに当たり、研修に参加するための費用を補正します。主な経費は、普通旅費52万8,000円となります。

○南川則之委員長 健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 説明交代します。

11ページの上段をご覧ください。

中事業名、生活保護事務事業費で、予算額173万4,000円を計上しております。生活保護法の一部改正に伴い、システムの改修に必要な費用を補正するものでございます。主な経費は、電算委託料173万4,000円で、主な財源は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で75万円を充当予定でございます。

○南川則之委員長 地域医療担当副参事。

○田畑副参事 地域医療担当副参事、田畑です。よろしくお願いいたします。

それでは、衛生費の説明をさせていただきます。

概要の11ページ下段をご覧ください。

へき地診療所運営事業で、予算額194万6,000円を計上しております。

追加資料を提出しておりますので、健康福祉課2の資料をご覧ください。

○南川則之委員長 どうぞ。

○田畑副参事 本事業では、三つの事項を予定しております。

一つ目は、資料の左に記載しておりますが、オンライン診療機器の拡充です。

決算審議の際にもご説明しましたが、現在、医療Ma a Sの実証を行っております。昨年度の実証で、新たな可能性を探るため、従来の手持ち機器に加えて、少し違ったタイプのカメラ等をリースして試しました。こ

の機器については、令和５年度に試用を終え、現在は、また手持ち機器で対応しているところですが、当該カメラを貸していただいていた企業が本市の取組に関心を示され、実証を後押しする意味合いで、企業版ふるさと納税として、オンライン診療に必要な機器及びその必要経費に係る寄附の申出をいただきました。

寄附については、患者と医師をつなぐ新たなカメラを現物で頂き、その保守に係るランニングコスト分を現金で頂いて、基金に積み立てる形になります。

カメラについては、昨年度使用していたものよりもさらに新しく、７０倍相当ズームと広角カメラの両方を搭載した機器を頂けるとの見通しです。このカメラには、診療所の医師側から角度や倍率を変えられるという利点があります。

実際の試用は令和７年１月から予定しており、セットアップ費用及び今年度中３か月分のライセンス使用料について、寄附を積み立てた基金を活用いたします。

続きまして、二つ目です。

資料の右上になります。

出先におけるマイナ保険証の資格確認です。

ご存じのように従来の保険証が、令和６年１２月２日以降、新規発行されなくなります。現在、市立診療所においては、既にマイナ保険証の資格を確認するための読み取り機器を備えております。

マイナ保険証の受付について少し紹介しますと、窓口では、マイナンバーカードを読み取り機器に置いた後、本人確認として顔認証、あるいは、４桁のパスワードを入力いただきます。この後、過去の診療や健診に係る情報を医師に提供することに同意するかどうかを本人に選択いただき、受付が終了します。

これにより、診療所側で、その方が保険資格があるのかどうかを確認できるようになりますが、訪問診療や往診など、診療所の外での診療については、現在、診療時点での保険資格をオンラインで確認することができません。マイナンバーカードについては表面に情報が記載されていないため、外から見ただけでは保険資格がある方なのかどうか分らず、専用機器を通す必要があります。受付作業は本人にさせていただく必要があり、どうしても出先でカードを読み取る必要が生じます。このため、各診療所の読み取り機器と連動する専用のモバイル端末を導入いたします。

今年度の必要経費については、端末の購入費、導入設定作業の手数料、通信運搬費４か月分となります。財源につきましては、保険医療機関向け医療提供体制設備整備交付金を活用いたします。

最後に、三つ目ですが、右下の一番下のところになります。

診療所で使用する医療備品が、動作不良等により診療等に支障を来していることから、更新するための備品購入費を補正いたします。

健康福祉課の説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

民生費及び衛生費についてご質疑はございませんか。６ページから１１ページのところです。

坂倉委員、ページ数を言うてください。

○坂倉広子委員 １０ページの児童手当事業についてお伺いします。

副参事のほうから詳細な説明、資料等頂きましたので、そこの部分はよく分かりました。

私のほうからお伺いしたいのは、この児童手当というのが、子育て中のお母さんにとって、また、保護者の方にとっては大変朗報だと思っております。

その中で、この10月から拡充ということですので、大変スピード感を持って事業としてやっていただかなくてはならないということになります。まず、3点ほどお伺いしたいんですが、一つは、この拡充される中での制度が、以前は高校生だと第3子と認められていなかったという、生まれた子供さんの数というよりも制限がありましたので、今回、説明の中では、大学生に限らず、22歳の年度末ということの経済負担がある場合をカウントとするということですので、もう少しここを詳しくご説明いただきたい。拡充されてどう変わるのかということをご説明いただきたいのと、それと、所得税が撤廃されましたので、このことも含めてどのように変わっていくのかということと、それと、大変スピード感を持っていただかなくちゃいけないということで、周知をどのようにされていくのかということをお伺いしたいと思います。

○南川則之委員長 杉本副室長、3点ありましたけれども、順番に説明してあげてください。

○杉本副室長 子育て支援室の杉本です。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の多子加算のことについて、もう少し詳しく説明させていただきます。

今、現状の制度でいくと、第1子、第2子、第3子と数えていく順番というのが高校生年代以下となっております。仮に今、大学生のお子さんがいらっしゃっても、その方は第1子としてカウントせずに、あくまで高校生年代のお子さんから順番に数えていって、第3子以降だと手当が加算されるというような形になっています。

ただ、これが10月の制度改正以後は、大学生年代、22歳に達する3月末までのお子さんがいらっしゃる場合は、その方から順番に第1子というふうに数えていって、第3子以降に該当すれば増額というような形になります。

2点目の所得制限の撤廃についてなんですけれども、今現在、所得制限というものがございまして、ある一定の所得を超えると特例給付という、少し児童手当の中で減額された形で支給される形になるんですけれども、さらにその特例給付の所得制限も超えると、もう完全にゼロ、支給がなくなります。

この所得制限がもう撤廃される形になりますので、もうその児童手当特例給付といった区分もなくなる、かつ、どのような所得の方でも、その児童さんが対象の年齢に該当するのであれば支給される形になります。

3点目に周知の仕方についてなんですけれども、まず、9月号の広報とばとホームページ、周知させていただいたのと、9月の上旬ぐらいに現支給者の方と、支給の対象であろうと想定する、住民基本台帳で、こちらでお客様の年齢等調べて、支給の対象と思われる世帯の方には一斉に案内文を送付させていただいたところがございます。

以上です。

○南川則之委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。詳細な説明いただきました。

もう先ほども言いましたように、子育て中の保護者の方にとっては大変朗報なことですので、今、経済的にも本当に子育てするのが大変だという方への助けにもなりますので、また、スピード感を持ってやっていただくということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

児童手当事業で関連はございますか。

戸上委員。

○戸上 健委員 財源についてお聞きします。

3歳以上の児童手当、財源はこれまで国と地方の公費で100%負担しておりました。新しい制度では支援納付金というのができて、後期高齢者8.3%、国保世帯23%、協会けんぽ、それから普通の社会保険、これも負担します。今は9月ですもので、満年制度までの間はつなぎとして特例公債を発行するということの説明があります。満年で令和7年度からそれぞれの負担、後期高齢者の負担、国保の負担はそれぞれどれだけになりますでしょうか。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 申し訳ありません。まだちょっと当初予算の分については計算はしておりません。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 バンザイ、バンザイの制度ではなくて、新たに後期高齢者にもこの支援納付金ということをかぶせてくると。それから、国保世帯にもかぶせてくると。そういう制度だということを指摘しておきます。令和7年度予算でさらに詳しく、どれだけの負担なのかということをお聞きします。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

この児童手当事業で関連は。なければほかでも結構です。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 社会福祉費の7ページのエアコン。

7月の当初に故障されて8月の半ばでしたか、その間、冷風機で対応したという話なんですけれども、あそこ30畳以上ある、部屋の大きさが。それで、造った一人やもので、いろいろな区別はカーテンでしてあって、その冷風機1台でしたのかな。

○南川則之委員長 小阪係長。

○小阪係長 長寿介護係、小阪です。

スポットクーラーにつきましては、2台を。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 対応をそれでされたということは有り難いことなんですけれども、ただ、あの広さにその2台で対応、本当にできたのか。それはなぜかという、やっぱりうちの本庁なんかは、エアコンちょっと壊れたいいうたらもう2日以内に直っているわけです。やっぱり高齢者が使う予防施設ですので、そういうふうになんかすぐ対応できるような対策というのは今まで考えたことなかったのか。

○南川則之委員長 小阪係長。

○小阪係長 レクリエーションをしているんですけれども、やはり広さ的に必要ですので、ここのエアコンがつくまでは、神島開発総合センターの娛樂室をお借りして一時対応しておりました。

以上です。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 それは、有り難いことで。

ただ、やっぱり本庁と一緒に、何か壊れたらすぐ対応できるようなやっぱり対策というのは必要になってくるんじゃないか。それが1か月以上かかったという、そこに問題があると思っていますので、今後はもうすぐ対応していただけるような対応をお願いしておきたいと思います。

次、いいですか。

○南川則之委員長 ちょっとお待ちください。

介護予防施設管理運営業務で関連は。

健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 ちょっとだけ補足させてください。

エアコンの関係なんですけれども、神島という地理的な特性と、それとしおさいのやっぱり建物の構造上、天井に貼っておる状態で、すぐそこをさせてもらって、なおかつどうしても止めることができない施設ですもので、今、様々な工夫をさせてもらいながら、動線を限定した形でもスポットクーラーが有効に効くような形で利用してもらおうとか、いろいろ工夫しながらやったんですけれども、やっぱり1か月ちょっとというのが、一生懸命やってもそのぐらいが最短であったというのが今回の状況でございました。ただ、予算上のところは、いろいろと工夫しながら即応させてもらったというような現状でございます。

以上です。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 僕から見たらもうちょっと早くできなかったかという考え方やもので、それがうちの対応の仕方やったというんは、それ以上のことをもう一遍考えていただければ有り難いので、よろしくお願いします。

○南川則之委員長 要望ということですね。

○尾崎 幹委員 はい。要望です。

○南川則之委員長 ほかがございませんか。

なければほかのところでも結構です。

尾崎委員、どうぞ。

○尾崎 幹委員 11ページ、へき地診療、これマイナンバーカードの意味がちょっと、やっぱり外へ出てしまうと、それと訪問医療にしてもマイナンバーカードの確認が取れないということですよ。これをどうにか対応する中で、こういうシステムに、モバイル端末のこのカメラというのを入れていくべきやったんじゃないのか。これはふるさと納税の物納で来ているから、もう有り難いことで、この流れを、やっぱり使う側の利便性をもうちょっと考えてやってもらおうと、もっと早く、もっと的確な対応ができるんじゃないかと思いましたもので、こちら辺りどうですか。

○南川則之委員長 田畑副参事。

○田畑副参事 尾崎委員が今おっしゃったカメラというのは、この資料の左側のオンライン診療機器の話かと思

うんですが、これは診療を行うときの、医療Ma a S車両とかでも行っていますけれども、医師と患者をつないで診療を行うときに使うものです。右側のものがマイナ保険証のものになりますけれども、現在、診療所ではマイナ保険証読み取りができるんですけれども、往診に行ったときに、現在は皆様、紙の保険証お持ちですので、それで確認ができるんですけれども、今後、医療機関としてマイナ保険証を使われるという場面に備えていくという意味で、今回、新しくその読み取り機器を導入させていただくという形になっています。今、不都合は生じていないんですけれども、今後のために医療機関として備えていきたいと思っています。

○南川則之委員長 へき地医療関連で、坂倉委員、どうぞ。

○坂倉広子委員 1点お伺いしたいんですが、このマイナ保険証の資格確認をこの機器を使ってされるということなので機器のことではあるんですけれども、担当部の方が違うかも、市民課さんなのかも分かりませんけれども、この保険証を使うことによって金額というのか、お薬の点数が少しお安くなる。20円か30円になるうかと思うんですけれども、こういう対応もこの機器でちゃんとしていただけるという考えでよろしいんでしょうか。

○南川則之委員長 田畑副参事。

○田畑副参事 現在、診療所でマイナ保険証を持ってこられる方は実際にいらっしゃいます。その方については、その方対応の報酬の点数を取っております。

○南川則之委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 そういうのも利便性というのか、メリットになろうかと思しますので、確認させていただきました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかに。

濱口委員、どうぞ。

○濱口正久委員 関連をお願いします。

今、マイナ保険証の資格情報確認の話を質問していただきました。通信費が4か月分というのは、恐らく12月からの分でやってみえるかと思うんです。各診療所にモバイル端末を、小型の読み取り機を置くんだと思うんですけれども、それが使われているということは、医療Ma a Sの中には入っているのかな。一緒に持っていくということなんでしょうか。

○南川則之委員長 田畑副参事。

○田畑副参事 現在、診療所には、もう本体がそれぞれ全て入っています。往診に持ち出すそれぞれの端末及び医療Ma a Sに乘せる分が今度必要になってくるんですけれども、医療Ma a Sについてはもう先に既決予算の中で手配して積んであります。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 分かりました。

そうすると、あとは各診療所で、それ持って往診時とか読み取りの端末で使われると。分かりました。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

関連がなければほかでも結構です。6ページから11ページです。

世古安秀委員。

○世古安秀委員 9ページの上の放課後児童健全育成事業で、今回、タブレット4台とWi-Fiのルーター2台、ノートパソコン2台を備品購入として購入されますけれども、これによって、この器具をどういうふう
に活用するのか、どういう利便性の向上があるのか、この辺をちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○南川則之委員長 杉本副室長。

○杉本副室長 放課後児童クラブのICT化の関係なんですけれども、今回、国と県の補助金活用させていただ
いているんですけれども、この趣旨というのが、あくまで職員の業務負担を軽減させるためというのがあります。
詳細には、保護者との連絡等に使ったりですとか、職員が研修を受けるときに活用していただくような趣
旨となっておりますので、この補助金の趣旨に沿って、こちらの器具を使わせていただければと思っております。

以上です。

○南川則之委員長 世古安秀委員。

○世古安秀委員 やっぱり使い方を、職員がきちんとやっぱり習得してというふうなことの、ちょっとそういう
研修も入っているかどうかというふうなことでちょっと伺わせてもらったんです。それも入って、研修もし
て、十分にそういう使い方も習ってくるということによろしいんですか。

○南川則之委員長 杉本副室長。

○杉本副室長 世古委員おっしゃるとおりです。大丈夫です。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

○世古安秀委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○南川則之委員長 関連も含めて。ほかでもよろしいです。

濱口委員、どうぞ。ページ数言ってください。

○濱口正久委員 10ページの下段の保育所運営事業、これ継続事業で発達障がい支援システムアドバイザーを、
今回、また養成していただくということなんですけれども、実際、今現在何人いて、これが養成でどれぐら
いの人数になるのかというのと、ちょっと確認の意味で、そもそもシステムアドバイザーってどんなものかとい
うのを教えていただけますでしょうか。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 ご質問ありがとうございます。

児童発達障がい支援システムアドバイザーにつきましては、今現在、子育て支援室には、正規職員が1名と、
あと教育委員会と併任で、もう一人今年度から来ていただいておりますので、約2名おります。今、津のほう
の子ども心身発達医療センターのほうにこの職員を派遣をしております、それで新たに来年度に1名が増員
されることになっております。

以上です。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 システムアドバイザーの業務でよろしかったですね。

システムアドバイザーの業務に関しましては、各保育所とか幼稚園の発達がちょっと気になるお子さんに対して、このアドバイザーが巡回支援をして、その保育にどのような形で関わっていけばいいかであったり、あと、毎月、子ども相談というのをひだまりで行っているんですけれども、そちらで発達が気になる親御さんにお越しいただいて、例えば心理士によるテストにこのアドバイザーが一緒に入って、その心理士さんのテストの結果によって、今後のそのお子さんの関わり方について助言するというような業務になっております。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

今、2名体制です。さらに3名ということですが、発達障がい、最近よく言われるようになりましたけれども、レッテル貼るわけじゃなくて、それぞれの子供たちの多様性に合った支援の仕方というのが、早ければ早いほど子供たちにとって、より可能性を広げられるってすごく大事なところだと思うんです。なので、最近、子ども相談であったりとか、WISC検査であったりとかというのは言われていて、しっかり拡充してもらったほうが私はいいかと思うんです。というのも、私もそういうふうな支援教育のカウンセリングやったことが、自分も資格、勉強したことあったので、そう考えるとやっぱりこういうところというのは、鳥羽市としてはきめ細やかなところを対応していく、今後のところにすごく重要で、今、2名だと大変だと思いますので、そういうところもしっかりと拡充していただきたいなと思います。

以上です。ありがとうございます。要望までに。

○南川則之委員長 関連も含めて、ほかでも結構です。

よろしいですか。

戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 その他で。

○南川則之委員長 その他でありますか。

ページ数、言ってください。

○戸上 健委員 2点お伺いします。

1 点目、6 ページ上段の社会福祉一般職員給与の補正についてお聞きます。

定額減税調整給付金事業の時間外です。当初からこの定額減税についてはややこしい制度で、制度設計自体が問題じゃないかという指摘もされておりました。現場の職員たちはこの時間外を増額しなきゃならんというような今回の事態になりました。どういう状況になったんでしょうか。

○南川則之委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 健康福祉課の宮本です。よろしくお願いいたします。

戸上委員言われるようにめっちゃ複雑で、我々も外に発信、説明させていただくのに非常に苦労しております。ただでさえ難しい減税に対して、それを給付する。さらに、そこから少ない分は7年度にまた不足分を給付するというお話も、今、来ていますので、問合せに対して非常にこちらの説明を一生懸命させていただくんですけれども、なかなか理解してもらうまでになかなかしんどい状況にあるというのが一つです。

あと、外向けに、どうしても広報につきましてはしっかり強化させていただいて、より分かりやすい内容は

発信していきたいというふうに思っていますので、そのあたり含めて、今回、時間外勤務手当を計上させていただいたという状況になっています。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 現場の職員を困らせるような制度設計だったということです。

2点目、その下段、生活困窮者自立支援事業についてお尋ねします。

当初予算では2,500万円を計上して、自立相談支援事業、子どもの学習支援事業、一時生活支援事業の三つを掲げております。半年後のこの補正で、物価高騰等の影響により生活困窮に関する支援ニーズが依然として続いていることから、この625万円補正したと。どういう当初予算のところに増額を迫られたんでしょうか。また、新たな分野ということもあるんでしょうか。

○南川則之委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 この事業に関しましては、令和5年度、それから令和4年度、2か年も同じような事業をさせていただきました。財源につきましても、この2年間、コロナ関係の財源を使わせていただいていたんですけれども、今回、国のほうから、新たに生活困窮者、それから物価高騰対策分の予算が示されておりましたので、それに我々のほうで手を挙げさせていただきました。内示をいただいたタイミングが、どうしても6月補正、当初予算では間に合いませんでしたので、この時期に改めて、新たな事業として計上させていただいたという経緯がございます。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。了解です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩いたします。5分間休憩いたします。

(午前11時16分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、観光商工費について、担当課の説明を求めます。

観光商工課長。

○高浪観光商工課長 観光商工課、高浪です。どうぞよろしくお願いいたします。

補正予算の概要は12ページをご覧ください。12ページの上段でございます。

地域のしごと魅力発信事業で36万円の補正をお願いするものです。市内事業所でインターンシップや職業体験を実施した学生に対して、宿泊費及び交通費の一部を支援するインターンシップ支援事業補助金について、不足する費用を補正いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

観光商工費についてご質疑はございませんか。先ほどの12ページの上段でございます。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 よろしいですか。

ご質疑もないようですので、続いて、総務費のうち建設課所管分及び土木費について、債務負担行為も含め、担当課の説明を求めます。

建設課長。

○高村建設課長 建設課、高村です。よろしくお願いいたします。

同じ資料の5ページ上段をお願いいたします。

積立金(基金)、予算額8万円を計上しております。当初の見込みよりも増額となった8万円を、基金積立金を補正するものです。

続きまして、12ページの下段をお願いいたします。

空き家活用促進事業、予算額196万9,000円です。令和5年12月、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正を受けまして、本市における特定空家及び管理不全空家等の判断基準を定めるに当たり、専門的知見を有する技術者の支援を必要とすることから、事業実施に係る費用を補正するものです。

13ページをお願いいたします。

上段、公園維持管理費、予算額139万3,000円。公園利用者の安全を確保するため、劣化しております施設の修繕や支障を来している樹木、危険木ですが、伐採に充てる費用を補正しております。

同じページの下段、都市公園整備事業、予算額68万2,000円です。市民の森公園におきまして、あずまやですが、屋根材が剥離するなど老朽化が著しいことから、撤去に要する費用を計上しております。

最後、債務負担行為のほうに移りまして、15ページをお願いします。下段です。

鳥羽マリンターミナル維持管理経費になります。鳥羽マリンターミナルの施設、こちら令和6年度末で指定管理の期間が満了となることから、次年度以降のその管理者の入札を行い、決定するため、債務負担行為を設定するもので、期間は令和6年度から令和9年度までとし、債務負担行為をお願いするものです。

以上、建設課の説明を終わります。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

総務費のうち建設課所管分及び土木費についてご質疑はございませんか。

先ほど担当課長の説明のあった5ページの上段の積立金(基金)と、12ページ下段から13ページ、それと15ページ下段の鳥羽マリンターミナル維持管理経費のうちです。

尾崎委員。ページ数言ってください。

○尾崎 幹委員 12ページ、空き家活用促進、これは建築主事をどこか県からなんですか、それとも民間企業からこの支援業務というのはされるわけですか。

○南川則之委員長 建設課長。

○高村建設課長 こちらにつきましては、入札をかけてということで、県内のコンサルタント業務を考えております。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 たくさん特定空家に指定されると思うし、また、管理不全もかなり増えると思いますので、徹

底してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○南川則之委員長 この空き家活用促進事業の関連でもよろしいし、ほかでもよろしいのでご質疑はございせんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 戸上委員、よろしいですか。

○戸上 健委員 結構です。

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、続いて、教育費について担当課の説明を求めます。

学校教育課長。

○小林学校教育課長 学校教育課、小林です。よろしくお願いします。

9款教育費についてご説明いたします。

補正予算の概要14ページ、上段をご覧ください。

就学援助事業につきまして55万円の補正を計上しています。

事前に提出させていただきました「就学援助事業」における遠距離生徒通学費補助の追加と題した、学校教育課1をご覧ください。

現在、堅神町・屋内町・池上町に居住し、鳥羽東中学校に通学する生徒は、自転車通学を許可していますが、指定通学路にある鳥羽二丁目の坂は勾配がきつく、転倒する生徒も見受けられます。このような状況の中、かもめバスのダイヤ改正により通学時間帯に適した運行が追加されたことから、通学手段としてバスを活用するご家庭の経済的負担の軽減を図るものです。

対象人数は、堅神町・屋内町・池上町から通学する生徒34人分で、通学定期券としては2学期と3学期分となりますが、1人当たりの通学定期券の購入費は2万5,000円となります。34人分ですと85万円が必要となりますが、既決予算の執行残額を30万円と見込んだことから、差額の55万円を補正計上しております。

資料の下段には、かもめバスのダイヤ比較を示させていただきました。鳥羽小学校石鏡港線が対象となる路線になりまして、登下校の時間に見合ったダイヤの改正をしていただいております。

続きまして、補正予算の概要14ページ、下段をご覧ください。

学校給食運営事業につきまして929万3,000円の補正を計上しています。

提出資料2、上段の①賄材料費をご覧ください。

物価高騰などの影響に伴い、依然として給食食材の高騰が続いています。影響額としましては、主食費は三重県学校給食協会が定める物資価格の上昇額分、副食費は使用食材価格の上昇額分で算定すると、合わせて約524万6,000円になります。

学校給食の食材費は、保護者負担による給食費での支払いとなります。保護者への負担とならないよう、給食費の値上げはせずに、今後も栄養バランスや量などを保ち、安全・安心な学校給食の提供を行いたく、物価高騰分の賄材料費を補正予算として計上するものです。

下段の②備品購入費につきましては、中央共同調理場の調理機器が故障したことによる更新費用になります。

既存のスチームコンベクションは平成11年度に購入したもので、魚や肉の焼き料理、シュウマイや野菜の蒸し料理の際に週1回程度使用している機器になります。5月に故障し、修理が不可能となったため、6月以降はメニュー変更等により対応していますが、メニューの幅や調理時間にも影響が出ています。

購入見込額は546万7,000円となりますが、既決予算の執行残額を142万円と見込んだことから、差額の404万7,000円を補正計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

教育費についてご質疑はございませんか。

坂倉委員、どちらでしょうか。

○坂倉広子委員 14ページ、就学援助事業についてお伺いさせていただきます。

鳥羽東中学校に通学している堅神町・屋内町・池上町在住の生徒さんということで、詳細な説明をいただきました。34名いらっしゃるということなのですが、私もこのことについて質問いろいろ保護者の方からいただいております、いわゆる二丁目というのはやきめし坂のところだと思いますが、大変危険というか、通学の部分でご心配のお声がありまして、そして、今回こういうふうにしてかもめバスで通学になるということは、安心・安全につながると思います。

そして、この時間帯のほうなんですけれども、クラブがあったりとか、帰りの時間帯というのも考慮していただいていると思うんですが、もう少し保護者の方の同意もあって、話し合いもあってこの形にされたのかなとは思うんですけれども、もう少し詳細な説明いただければお願いします。

○南川則之委員長 小林課長。

○小林学校教育課長 帰りの時間帯ですけれども、堅神・屋内・池上の生徒だけではなくて、離島の生徒等も考慮しておりますので、その定期船の時間にも合わせてバスのダイヤも改正していただいたと。それと、あと部活動の終了時間に合わせて、より効率のいい時間帯に少し遅らせたという形になります。

以上です。

○南川則之委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

離島の子供たちの時間も、ダイヤもちゃんと考えてしていただいたということは、とても子供たちの通学路にとって安全であるということを確認させていただきました。

また、この料金の部分なんですけれども、この料金というのは、鳥羽市全体としての子供さんたちが通学されとる料金の金額でいいということでよろしいのでしょうか。

○南川則之委員長 小林課長。

○小林学校教育課長 料金は、かもめバスの料金となっております。

○南川則之委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 確認をさせていただきたかったのがここで確認をさせていただきました。また、今後とも子供たちの安全・安心につながるよう行っていたきたいと思います。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 これはもう自転車通学は許可しないという方向なんですか。

○南川則之委員長 小林課長。

○小林学校教育課長 自転車通学も許可をしております。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ここに書いてあるようにやきめし坂は、もうやっぱり危険木、それに急斜地、僕も何回か木のけとおったり、大きな石がやっぱり急斜地が多いもののけとる部分があるんですけども、その危険を回避するためにこういう取組をしてもうとるのは有り難いんですけども、やっぱり自転車で行かれる方ってなくならないと思うんですけども、その人らのためにもこれで安全・安心が確保されたということじゃないと思います。できるものなら、建設課が危険木の伐採を、公園歩く人のためにするぐらいなら、市道の通学路も一緒にしていただきたいなと思ったもので、取りあえずやっぱり通学路になっている限りは、危険な市道に関しては改善していついていただけるように教育委員会からも建設に申し入れてください。よろしくお願いします。以上です。

○南川則之委員長 ほかに。

山本哲也委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

対象が、今のところやきめし坂を通る堅神・屋内・池上町というところで想定されていると思うんですけども、例えば、今、対象はいないのかな、美台とか、距離的には多分そっちのほうが、池上の入り口より美台の子のほうが距離的には長くなったりとかすると思うんですけども、そこは今後、対象になったりとかという可能性はないんですか。

○南川則之委員長 教育長。

○小竹教育長 教育長、小竹です。

基本的に、当然、予算化した上のことなんですけれども、公共交通機関を使う場合は100%補助をしているということですので、例を挙げますと、美台のお子さんが鳥羽小学校へ通う、短距離ですけども1.5キロぐらい。これでもかもめバス使う場合は補助しておりますので、中学生でも申出があれば同じように対応できるといふふうに考えております。

○南川則之委員長 山本哲也委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかに、関連なければその下のところでも結構です。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○南川則之委員長 木下委員、よかったですか。

○木下順一委員 よかったです。

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩いたします。5分間休憩いたします。

(午前11時37分 休憩)

(午前11時39分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

特別会計及び企業会計補正予算の審査に移ります。

議案第11号、令和6年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、担当課の説明を求めます。

健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 健康福祉課の榎です。よろしくお願いします。

議案第11号、令和6年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億80万円とするものでございます。

予算書のほうは27ページ、概要のほうは16ページのほうをお願いいたします。

中事業名、保険料還付及び償還等事業で、予算額80万円を計上しております。内容といたしましては、第1号被保険者の過年度の保険料過誤納金に係る償還金について、不足が見込まれることから必要額を補正するものです。

説明は以上となります。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 よろしいですか。

ご質疑もないようですので、続いて、議案第12号、令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）について、担当課の説明を求めます。

水道課長。

○寺本水道課長 水道課長の寺本です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第12号、令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

なお、今回、補正予算に係る工事概要についての資料を本日提出させていただきました。委員会当日の提出となりまして大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条業務の予定量の補正といたしまして、主な建設改良事業で2,063万9,000円を増額することで、補正後予算額を6億2,617万2,000円としております。

次に、第3条資本的収入及び支出の補正といたしまして、支出において、第1款資本的支出、第1項建設改良費で、2,063万9,000円を増額補正することで、資本的支出の補正後予算額を8億53万9,000円としております。

これにより、予算書、第4条本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出に対して不足する額4億2,900万円については4億4,963万9,000円となり、補填するための財源である当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額については、4,704万2,000円を4,891万9,000円に、過年度損益勘定留保資金については、1億6,595万9,000円を1億8,472万1,000円に改めることとしております。

補正予算の詳細については、予算書7ページの令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細書及び提出いたしました概要資料の1ページから2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出で、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水及び給水施設費で、工事請負費2,063万9,000円の増額を計上しております。これは、中之郷岸壁の背後地に埋設されている配水管について、三重県が岸壁の耐震化工事を行うに当たり支障となることから、移設に伴うための費用を増額補正するものでございます。

次に、工事の概要について、担当係長に説明させます。

資料は、本日提出いたしました委員会資料をご覧ください。

○南川則之委員長 家田係長。

○家田係長 水道課工務係の家田です。よろしくお願いいたします。

配付させていただいております工事スケジュール説明用平面図をご参照ください。

図面の上が海側になりますので、ご留意いただきたいと思います。

まず、青枠で囲ってありますフェリーターミナルの前の岸壁、中之郷岸壁になりますが、この部分を県が耐震化する予定です。今年度この工事を行う予定と聞いておりますけれども、この工事のスケジュールに併せて水道管の移設工事を行う予定です。

緑枠の部分、それから、背後地と書かれたオレンジ色の枠の部分のちょうど間ぐらいになりますが、この部分に水道管が埋設されております。

岸壁の工事自体は、A区間、BC区間合わせて180メートルありますけれども、極力岸壁の利用に支障がないように、半分ずつ、90メートルずつ完成させる予定と聞いております。まず、図面の右側のBC区間の工事を行います。その背後にあります水道管の移設を行う予定です。

2枚目の平面図をご覧くださいと思います。

図は、上側が既設の図面です。下側が移設後の図面です。ちょっと先ほどの図面と上下が、海側と陸側が逆になっておりますので、よろしくお願いします。

まず、上側の移設前の平面図になりますけれども、赤で囲われた枠が県の工事で地盤改良を行う範囲になります。その範囲の中にピンク色で示した線が既設の水道管になります。ちょうどこの赤枠とピンクの線が重なった状態になっております。

それから、下の移設後の平面図になります。赤枠のちょっと上に青い線で示された部分が、移設後の水道管になります。この部分に移設する工事を行うというところでございます。

説明としては以上です。

○南川則之委員長 水道課長。

○寺本水道課長 引き続きまして、予算書4ページをご覧ください。

補正予算の内容を反映させたキャッシュ・フロー計算書を、5ページから6ページに財政状態を示す予定貸借対照表を掲載させていただいておりますので、ご覧おきください。

以上、令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 このフェリーの前の工事なんですけれども、まず撤去しますよね。その前に、この矢板は打たれるわけですか。

○南川則之委員長 家田係長。

○家田係長 撤去に併せて矢板を打ちまして、その後、地盤改良を行うというふうに聞いております。

以上です。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱり新たな施工、完成したと同時ににはもう矢板は打たれておるわけですね。そういう考え方でよろしいんやね。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ただ、フェリー乗り場のほうの岸壁のこの最終の水、これはもう協議終わつとるんやね。矢板の外まで引っ張っていかないかん部分があるもので。

○南川則之委員長 家田係長。

○家田係長 フェリーターミナルのほうへの給水に関しましては、まずは、今回はその土地の真ん中にある道路までの改良になりますので、断水せずに施工はできるというふうと考えております。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

副市長。

○立花副市長 ちょっと分かりにくいんですけども、工事、10年ぐらいあります。分割でやっていきますので、まずは先ほど申し上げましたBC区間をやります。ここはもともと耐震岸壁、緊急物資なんかを揚げるところなんですけれども、設計の要領が変わったということで、特にこういう耐震岸壁、耐震の設計のワンランク上の岸壁については、それに見合うような改良を行うというふうな形で、今回、事業になっています。

背後地でこの地盤改良するので、ちょうど地盤改良のところに水道管があるということで、それを移設するということで、移設しないと切り替わりはできませんので、この土留め矢板というのは今年度打ちますので、今年度、工事って聞いていますので、水道管の移設作業についてもこれは県側が工事をするということになっていますので、工程を合わせながらやって、問題のないように、給水が途切れないようにという配慮の下やると聞いております。

以上です。

○南川則之委員長 ほかよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、以上で審査を終わります。

これで付託された案件は全て説明を受けました。

続いて採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 よろしいですか。

ないようですので、説明員交代のため暫時休憩いたします。

(午前11時51分 休憩)

(午前11時53分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第10号、令和6年度鳥羽市一般会計補正予算(第3号)について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○南川則之委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決することに決定しました。

続いて、議案第11号、令和6年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○南川則之委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決することに決定しました。

続いて、議案第12号、令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第2号)について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○南川則之委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告については、ご一任をお願いします。

これをもちまして、予算決算常任委員会を散会します。ありがとうございました。

(午前11時55分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和6年9月17日

予算決算常任委員長 南 川 則 之